

# 労災保険率の改定

(平成30年4月1日改定)  
(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率
林業	60
海面漁業	18
定置網漁業又は海面漁類養殖業	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
原油又は天然ガス鉱業	2.5
採石業	49
その他の鉱業	26
水力発電施設、ずい道等新設事業	62
道路新設事業	11
舗装工事業	9
鉄道又は軌道新設事業	9
建築事業	9.5
既設建築物設備工事業	12
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
その他の建設事業	15
食料品製造業	6
繊維工業又は繊維製品製造業	4
木材又は木製品製造業	14
パルプ又は紙製造業	6.5
印刷又は製本業	3.5
化学工業	4.5
ガラス又はセメント製造業	6
コンクリート製造業	13
陶磁器製品製造業	18
その他の窯業又は土石製品製造業	26
金属精錬業	6.5

業種	改定後の料率
非鉄金属精錬業	7
金属材料品製造業	5.5
鋳物業	16
金属製品製造業又は金属加工業	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
めつき業	7
機械器具製造業	5
電気機械器具製造業	2.5
輸送用機械器具製造業	4
船舶製造又は修理業	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
その他の製造業	6.5
交通運輸事業	4
貨物取扱事業	9
港湾貨物取扱事業	9
港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
船舶所有者の事業	47
農業又は海面漁業以外の漁業	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13
ビルメンテナンス業	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
金融業、保険業又は不動産業	2.5
その他の各種事業	3

## 労務費率

(平成30年4月1日改定)

		改定後の率
水力発電施設、ずい道等新設事業		19%
道路新設事業		19%
舗装工事業		17%
鉄道又は軌道新設事業		24%
建築事業		23%
既設建築物設備工事業		23%
機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%
	その他のもの	21%
その他の建設事業		24%

※なお、雇用保険率については平成29年度と同率です。